

号に「2年とし、再任を妨げない。」と規定しているが、学園の中長期計画の継続的な改革・改善のため各部門長の任期は概ね2期4年となっている。選任手続きは、適切であり、研究科長としての施策の一貫性、継続性の点からも選任は実効性のあるものとなっている。

工学研究科長の資格としては、①博士後期課程研究指導教員（D〇合教員）で、かつ②本工学研究科で課程博士学位審査委員会の主査を務めた教員であることが要求される。

(六) 社会環境学研究科

(現状の説明)

本研究科の大学院運営の意思決定機関として研究科委員会を置いて「大学院学則」第8条に則り運営をしている。研究科意思決定のプロセスは、工学研究科との共同の専攻主任会において大学院全体の議案が事前又は事後的に調整され、本研究科では科長と専攻主任とのミーティングで、研究科委員会における審議事案又は報告事案もしくは専攻会議の議題にわけられている。なお、専攻内では、教務・学務・研究指導・会計・資格維持等の分担を配して合議運営している。

(点検・評価)

研究科設置から2年目になるが、運營業務が一部の教員では学科運営の要職もかねていて過重負担の傾向があるが、大学院が学部教員から資格教員を選考という機構を取っている限り止むを得ない。

(管理運営上の改善課題)

開設当初の「大学院研究科委員会規程」策定における審議事項の中で人事（授業科目担当の資格適格を審議する）事項が合同研究科委員会の事項とされているほか、研究科内規及び申し合わせに至る諸規程までが合同研究科委員会において取り扱うという煩雑さを生じているので、工学研究科との協議を経て本研究科内の運営上の整理改善が必要である。